

2024年6月30日
(議案書)

一般社団法人日本ケアラー連盟
2024年度 第1回理事会

1. 開催日時 2024年6月30日(日) 13:00~13:50

2. 開催場所 オンライン開催 (ZOOM)

3. 議 案

第1号議案 2023年度活動報告
第2号議案 2023年度収支決算報告
第3号議案 2024年度活動計画(案)
第4号議案 2024年度予算(案)
第5号議案 役員変更(案)

4 議事次第

開会
議長・議事録署名人の確認
第1号議案 提案・質疑討論・議決
第2号議案 提案・質疑討論・議決
第3号議案 提案・質疑討論・議決
第4号議案 提案・質疑討論・議決
第5号議案 提案・質疑討論・議決
閉会

第1号議案

2023 年度活動報告

(2023年4月～2024年3月)

2023年4月～2024年3月の活動について報告する。

2023 年度活動報告

I. 概要

2023 年度は、先行しているヤングケアラー支援はもとより、全世代のケアラー支援の法制化、条例化、政策化を進めることに力を入れて活動してきたが、前年度同様、個人、教育関係、政府、自治体、議会、民間団体、マスコミ、企業等社会からの問い合わせ、ケアラー・ヤングケアラーイラスト提供依頼、講師依頼、事業協力依頼等も多く対応に追われた。

2024 年に入ってから、通常国会に「子ども・若者育成支援推進法を改正する法案」が提出され、法的にヤングケアラー・若者ケアラーが国・地方公共団体の支援対象として位置付けられた。しかしながら、定義には、ケアを「過度に」行なっているというケアの程度に関する文言が盛り込まれたため、3月に要請行動を行い、「過度な」という表現により国や自治体による支援の幅や対象が狭められることのないよう付帯決議や国会答弁にて、注意喚起をしてもらう必要があることを訴えた。

以下、主な事業の実施と組織運営について報告する。

調査研究事業としては、都道府県・政令市の資料調査（HPよりケアラー支援・ヤングケアラー支援について把握）を実施し、民間のワーキングケアラー調査にアドバイザーとして参加した。

政策・提言活動としては、ケアラー支援法制化・ロビー活動として、5月（ケアラー支援全般、若者ケアラー支援）、12月（自治体のケアラー支援財源の確保）、3月に要請行動を行い、6月に自民党ケアラー議連総会（若者ケアラー支援、包括的支援体制）に参加した。また、初心にかえり、ケアラー支援法の実現を見据え、ロビイング活動に特化したプロジェクトチームを結成し勉強会を開始した。

現在、すべての世代を含む多様なケアラー支援の法制化については、家族への支援として、次のように、ケアを必要とする人の状態ごとの対応となっている。

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（2021. 6. 18 公布、9. 18 施行）
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2023. 6. 14 公布、6ヶ月以内に施行）
- ・育児・介護休業法改正（2024. 6. 5 公布）
- ・仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン（2024. 3、経済産業省）など。

すべてのケアラーをカバーし、ケアラー支援の理念が示され、支援の一定の水準を確保できる法の制定が急がれる。

施策・事業化に向けた取り組みとしては、「多様なケアラー当事者のための手帳」の

作成及び「ヤングケアラー研修インストラクター養成」を実施した。しかしながら、基礎自治体や地域におけるケアラー支援実践のためのより具体的な施策、体制、事業化に向けた提案は実現できていない。

ヤングケアラー支援については、国はこども家庭庁を中心に施策を進めている。ヤングケアラープロジェクトとしては、国への要望、意見交換を進めながら、ヤングケアラー支援に加え、若者ケアラーへの支援をアピールするとともに支援策の検討を重ねた。「子ども・若者育成支援推進法」改正法案については、国や自治体が支援に努めるべき対象を、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とした事に危惧を抱き、ヤングケアラー等の支援は早期発見・早期把握により、子ども・若者の負担が重くなる前に気づいて負担が大きくなるようにすることが重要であるという視点を改めて確認した。

啓発・情報提供事業としては、ニュースの発行、ホームページの改定、Facebookの定期的な発信・定着が進められている。

組織運営については予定通りであり、特に事務局体制については、事務局複数体制と専門スタッフ（ICT環境、情報発信、会計）に業務を分担し、安定的に維持できている。財政運営については、個人、企業からの寄付により改善してきたが、恒常的な収入ではないため、中長期的な事業・経営計画が必要である。

なお、ケアラー支援をめぐる状況としては、予断を許さない。総体としては、ケアラー及びケアラー支援についての社会の認識はいまだ弱く、当事者サービスの低下、福祉介護系人材の不足が見受けられ、介護保険サービス縮減（介護報酬改定）の議論の中では、ケア負担をケアラー（家族等）と地域に押し戻す政策展開となっており齟齬がある。連盟としても、ケアラー支援は、ケアの必要な人、その他の家族への支援と一体的に行う必要があることをより明確にする必要がある。

Ⅱ．事業

事業—1．介護している人介護者を気遣う人に関する調査研究

自治体調査は、47都道府県、20政令市を対象に、ケアラー支援・ヤングケアラー支援について資料調査（HPより情報収集）を行なった。調査項目は、「ケアラー支援・ヤングケアラー支援に関するポータルサイトの有無とURL」「自治体で作成しているパンフレットなどの支援ツール」「特筆すべき点（例えば、調査の実施、窓口一本

化、ヤングケアラー・コーディネーターの設置、市民団体の情報など）」「担当部署（問い合わせ先）」である。

ケアラー支援ポータルサイトのある自治体は8道県（うち、条例制定6自治体）、6政令市（うち、条例制定1自治体）、ヤングケアラー支援ポータルサイトのある自治体（ケアラー支援のサイトに包括を含む）は40都道府県、なんらかの情報を掲載しているのは7県。政令市では18市、1市はなんらかの情報を掲載している。

ヤングケアラー支援に関するサイトに比べ、ケアラー支援のサイトが圧倒的に少ない。また、都道府県の場合、ケアラー支援サイトは条例制定自治体に集中していることが明らかになった。

「ワーキングケアラーの調査」は、バイエル社が行う調査*に、アドバイザースタッフとして理事3名（津止、牧野、山口）が参加した。

*企業で働くケアラーのWEBアンケート調査（300名対象）＆インタビュー（5名）を実施した。

事業—2. ケアラー支援のための立法提言を含む政策立案・提言活動

1) ケアラー支援法制化・ロビー活動の推進

国によるヤングケアラー支援施策の展開、自治体によるケアラー（ヤングケアラー含め）支援条例化が拡がりをみせる中、全世代型ケアラー支援体制およびの支援法の実現にむけた国会議員へのロビー活動を実施した。

- (1) 5月30日（木）加藤勝信厚生労働大臣に対し、①ケアラーの社会的認知の拡充、②既存の制度の支援やサービスにおけるケアラー自身の配慮の明確化、③ケアラーの実態調査、④担当部署の明確化などの具体的な支援を要請した。

次に自見はなこ内閣大臣政務官（子ども政策担当）には、ヤングケアラーのみならず、こどもから若者への移行期（18歳～25歳くらい）までの進学、就職、奨学金など重要な時期における具体的な支援の明確化について要望した。

- (2) 6月23日（木）自民党ケアラー議連第9回総会が開催され、沖村有希子さんより若者ケアラーが直面する困難や支援の必要性についての提言、ならびにケアラー連盟（理事）から、ケアラーを社会的に認知し、包括的なケアラー支援制度の拡充とともに、ヤングケアラー・若者ケアラーへの切れ目のない一体的な支援について要請した。

- (3) 12月11日（月）厚生労働副大臣と総務大臣政務官に対し、ケアラー支援について自治体への適切な財政支援措置について緊急要請行動を行った。①ケアラー相談支援総合窓口（ケアラーセンター等）の設置とケアラーアセスメントのできる人材の確保・配置、②ケアラーのニーズや支援に対応した人材の育成、③ケアラー支援の地域資源としてピアサポート団体やNPO等支援団体への活動資金の助成などの

すべてにおいて地方交付税による財政措置を緊急要望した。

- (4) 3月14日(木) 自民党ケアラー議連会長 田村憲久衆議院議員に対し、「子ども・若者育成支援推進法改正に係る付帯決議のお願い」として要請行動を実施した。「子ども・若者育成支援推進法を改正する法案」の中で、法的にヤングケアラー・若者ケアラーの定義が記されたが、「過度な」という表現により自治体の支援の幅や対象が狭められることのないよう付帯決議や国会質疑にて、注意喚起をしてもらう必要があることを訴えた。

基本的には国会開催中にケアラー議連の開催をめざし、都度テーマを掲げながら国への要請行動も合わせて行っている。議連の執行部の応援をいただけていることでロビイングが成立している。近年のケアラー支援の条例化の拡がりも相まって、ひとつひとつの働きかけの積み重ねが、施策や法制化の実現の可能性を拡げてきている。

2) ケアラー支援条例化

2024年3月末現在、27自治体でケアラー支援に関する条例が公布されている。

2023年度に入り、埼玉県上尾市(6月)、北海道むかわ町(12月)、福岡県みやこ町(12月)で公布され、2024年3月には、北海道恵庭市、群馬県安中市、埼玉県蕨市、北海道苫小牧市、岐阜県(議員提案)、神奈川県鎌倉市で公布されている。うち、安中市、蕨市、苫小牧市はヤングケアラー支援条例、上尾市は子ども・若者ケアラー支援条例である。2024年3月末現在で条例制定自治体は27自治体となった。2024年度も条例制定を予定している自治体がある。

最近の特徴として、ヤングケアラー、子ども・若者ケアラーを対象とした支援条例が増加しているため、全世代のケアラー支援を土台に、その中でヤングケアラー、若者ケアラーの特性やニーズに即した支援を展開するという、連盟の基本的・包括的スタンスを引き続き広くアピールする必要がある。ヤングケアラー支援・若者支援のためにも、世帯全体、各家族員の支援は不可欠である。

条例制定にあたっては、調査等の取り組みを土台とする自治体と、まず条例制定から入る自治体がある。後者については、研修などの依頼で伺ってみると、制定後、ほとんどゼロからスタートという自治体も少なくない。連盟としても、その後のフォロー(理念の定着、具体的な施策と取り組みの推進)が必要である。

3) 政策パンフレットの普及

2019年度に改定した政策提言パンフレットについては、複数の自治体で条例化が実現したことなどから、2021年7月に補足資料を作成し、3自治体の条例やヤングケアラー支援をめぐる国の施策動向などについて収録するなど、パンフレットの実用化と

豊富化を行ってきた。全国の自治体に啓発用として配布し、自治体や自治体議員、NPOや市民団体、メディアなどに活用されている。普及の余地はまだまだあると思われるが、条例化が進捗している現在、条例化のための資料という面と、支援施策の具体的なイメージの提示など、新たなニーズが出てきていると思われる。

4) 推進体制の整備

今年度は、中長期的なケアラー支援法の実現も見据え、ロビー活動プロジェクトチームを結成し、アドバイザーによる勉強会を2回実施した。

- ・1回目：7月17日（土）NPO法人セイエン関口宏聡氏（ロビイングアドバイザー）による「ロビイングの基本とロビイングによる法制化の事例」の講義と「ケアラー議連設立の経緯とこれまでの活動」についての報告があった。（参加者11名）
- ・2回目：9月17日（土）2026年改正：法制化にむけた要綱の趣旨についての報告と関口氏・特別ゲストとして大西氏による「孤独・孤立の立法化への経過」についての報告があった。（参加者8名）

今回は、次世代の担い手研修としての目的もあったが、若い世代のケアラー当事者や新理事の参加も得られた。特に定期的な「政策についての要望資料（パッケージ）」の作成の必要性について教示を受けた。

またロビー推進チームのメンバーとして、議連との窓口としてもあらたに若手理事に加わってもらうことができた。

法制化に向けた応援ネットワークの再構築については、まだ手付かずである。

事業一3. ケアラー支援実践の施策・事業化に向けた取り組み

1) ケアラー支援ツールの再構築

先駆的な自治体での条例化が実現し、自治体条例化の取り組みは、具体的な実践段階に入っている。このため、政策パンフレットに条例化と国のヤングケアラー施策に係る補足資料を作成し、この間情報提供に務めてきた。

ヤングケアラー支援についても具体的施策の実施段階に入っており。実施段階に応じた活用しやすいケアラー支援ツールの具体的モデルが求められたため、2021年に研修用DVD（自治体職員向け、専門職向け、地域向け）を作成した。さらに、自治体の取り組みが進捗すれば、研修需要がますます増えることが想定されたため、新たな支援ツールとして、「研修インストラクター養成」を目的とした、eラーニングとしてオンライン講座を実施した。オンデマンド配信と、集合研修を組み合わせ、各自治体・地域レベルでの研修インストラクターができる人材を増やすことを目的としている。

全国の自治体、社協、専門職団体、地域福祉団体などからの受講があり、集合研修

は定員オーバーが出る状況となっている。インストラクター研修修了者には修了証を発行し、講師やインストラクターとしてのリストを公表している。インストラクターはそれぞれの現場や地域に戻り、ヤングケアラー・若者支援のための様々な活動に取り組んでいる。

更にケアラー支援ツールとして、今年度は「汎用版ケアラー手帳」の発行にこぎつけた。多様なケアラー当事者自身のための手帳とのコンセプトで作成し、セルフチェックや、「緊急引継ぎシート」のダイジェスト版などを収録した。

また、ケアラー支援ツールとして、アセスメントシートについては、効果的で現場に導入しやすいフォーマットの作成が課題となっている。

2) 新型コロナ対策

コロナ禍は終わったわけではないが、5類に移行したことで社会的緊張は緩んできている。コロナ禍当初 2020 年 3 月～4 月に実施した緊急アンケートの結果を踏まえ、ケアラーと要介護・要支援者などに対する緊急時対応の実施など国や自治体に要請してきた。また、「ケアラーのバトン（緊急引継ぎシート）」などのツールの提供にも取り組んできた。

これらの取り組みを通して、ケアラーにとっては、あらためて緊急時だけでなく、平常時においても「緊急時の支援や保護」は不可欠な体制であることが明らかになった。今後は、ケアラーの日常をサポートできる支援体制の整備に必要な施策の検討につなげていく必要がある。

災害時や非常時、ケアラーにとっての懸念やニーズは変わらないため感染率が高いウイルスなどの存在に警戒感を維持しつつ、ケアラーに必要な支援施策を点検していく必要がある。

事業—4. ヤングケアラープロジェクト活動

2023 年度は、ヤングケアラー、ヤングアダルトケアラー、若者ケアラーと切れ目のない支援の在り方を検討し、理解の促進、支援体制について進展させることを目標に、研究や学習会、ネットワークづくり、ヤングケアラーの理解促進のための学習プログラムの開発に取り組んできた。国のヤングケアラー施策が動き出し、各自治体においても具体的な支援の展開が進みはじめている中、啓発や研修におけるスピーカーの講師紹介の依頼が 12 件と活発な一年であった。

1) 調査

自治体がヤングケアラーの実態を把握し、支援することを促進するために、ヤングケアラー実態調査に関する情報を、Web 上で提供した。(継続)

2) スピーカーズバンク

- ・スピーカー育成講座

開催日：8月27日（日）10:30～16:30 対面開催 成蹊大学1号館 受講者：7名

9月24日（日）13:30～16:30 オンライン開催（Zoom）受講者：5名

対面とオンラインの各プログラムを展開し、受講者の枠を増やすことができた。オンライン開催によって、遠隔地からの参加者を増やすことができた。

- ・スピーカー育成講座の受講者向けオンライン交流会

これまでの受講者を対象に情報交換や近況報告などをする場として交流会を実施。

開催日：12月10日（日）15:30～16:30 オンライン開催（Zoom）参加者数：5名

- ・スピーカーの登録と紹介の取り組みの基盤整備

スピーカーの紹介を充実させていくための基盤を整備した。現在、登録者は39名。スピーカーが安心して講演会等に臨めるように、「スピーカー活動ガイドライン」（フォロー体制の明確化）の作成を行った。また、これまでのスピーカー活動に対しての感想やご意見をいただくためアンケートを実施した。その結果を活かして、ガイドラインを更新し、体制を強化していく。

3) モデル研修プログラムの開発（埼玉県ヤングケアラーサポートクラス：委託）

- ・学校でのヤングケアラー支援のモデルとなるよう、教職員、保護者、生徒を対象とした研修プログラムを開発する。埼玉県内で実施する小中学校を中心としたヤングケアラー出前講座「埼玉県ヤングケアラーサポートクラス事業」の実施に協力をした。中学校9校、小学校6校、中高一貫校1校の実施を行った。また、高校においては、「埼玉県自走式ヤングケアラーサポートクラス（高等学校）」として、20校で実施されて、必要に応じて有識者講師、当事者スピーカーの紹介を行った。

- ・自治体が発するヤングケアラー支援研修に、講師やスピーカーの紹介やコーディネートを行った。23年度の実績は12件近くに上る。

4) 学習会、シンポジウム等

- ・ヤングケアラー支援にかかわる知識を得て、ヤングケアラー支援について検討を行っていくために、外部講師を招聘し学習会を実施した。また、ヤングケアラー・若者ケアラー当事者と共にワークショップを開催した。

日時 2024年2月11日（日）15:00～16:30

テーマ「ケア経験のある若者へのトラウマ支援を考える」

講師 NPO法人レジリエンスの西山さつきさん

- ・ヤングケアラー及びヤングケアラー支援についての社会的理解・認識を高めていくことを目的に、「ヤングケアラーが子どもでいられるように～安心できる人との出会いを考える」をテーマにシンポジウムを実施した。

開催日：2月25日（日）13:30～16:00 オンライン開催（参加費無料）

定員：300名 参加者：123名

プログラム

- ヤングケアラー施策の現状：澁谷智子さん（成蹊大学 教授）
- パネルディスカッション：
 - ・加藤高一郎さん（北海道ヤングケアラー相談サポーターセンター長）
 - ・草場澄江さん（越谷市民生児童委員）
 - ・勝呂ちひろさん（一般社団法人 Omoshiro 代表理事）
- *コーディネーター：田中悠美子（日本ケアラー連盟理事）
- *コメント：元ヤングケアラー当事者1名（ヤングケアラープロジェクト）

5) ヤングケアラー支援施策の推進

- ・国のヤングケアラー支援施策が示されたことを受け、各自治体のヤングケアラー支援施策が活発化する中、推進委員会・検討会に森田理事（東京都、山梨県）、田中理事（東京都）が委員として出席をした。
- ・前年度2月にヤングアダルトケアラーに関する見解のとりまとめを発表し、継続した検討を行っている。若者ケアラーの生活課題の整理、そして、支援施策を検討するため部会を発足し、6回の検討会を実施した。4名の若者ケアラー経験者からヒヤリングを行った。

6) 定例研究会・運営会議

定例研究会及び学習会を偶数月第2日曜日（年6回）に実施した。また、活動を円滑に行っていくために、運営会議を隔月（奇数月第1木曜）に実施した。

7) その他

- ・ピアサポート
Web上においてヤングケアラーのためのピアグループの紹介を行った。
- ・ヤングケアラーの社会的理解を促進するために、自治体やマスコミの実施するヤングケアラーについての広報や報道に協力した（ヤングケアラーのイラストの二次使用を含む）。

事業—5 ケアラー支援の必要性と政策実現を目的とした啓発・情報提供事業

1) シンポジウム・フォーラム等

2023年度のケアラー支援フォーラムは、2024年3月24日（日）に、「日本の若者政策と若者ケアラー支援を考える」をテーマに開催し、140名が参加した。

講師の、宮本みち子さん（千葉大学名誉教授）は「すべての若者が『社会に飛び立てる翼』を与えられる社会の構築」について、斎藤真緒さん（立命館大学教授）は「自分を後回しにせず、自分のニーズを真中に」と問題提起された。また、五十嵐広和さん（こども家庭庁支援局自治体支援推進官）からは、子ども・若者育成支援推進法改正について、特別報告をいただいた。ヤング・若者ケアラーが、自分の人生を自分で選択していけるよう、必要な情報や相談支援の提供が川上から必要であること、社会がケアという課題に向き合い社会の在り方も問い直して行かなければならないことなど重要な指摘をいただいた。

2) ニュースの定期発行と編集の充実

2023年度はNo.22、No.23、No.24の3号を発行できた。年度内3号までは定例発行体制が整ってきている。ホームページにも、出来るだけタイムラグをつくらず掲載する体制もできてきている。ニュースは、当連盟としての取り組みや問題提起、政策動向など、啓発・情報提供ツールとして、引き続き充実を図っていく必要がある。

3) 社会的キャンペーンの展開

HPの改定により、見やすく検索しやすいコンテンツに変更したことにより、連盟HPへのアクセスの利便性が高まった。また、Facebookでの情報発信の定着が図られ、専門の担当者による、リアルタイムの情報発信が実施できている。

ニュースや政策パンフレット発行等による情報提供や問題提起とともに、講師紹介やメディアへの情報提供、各種問い合わせへの対応など、ケアラー・ヤングケアラー支援に取り組む個人や団体へのサポートや貢献に努めている。社会貢献として丁寧に対応することで依頼自治体や各種団体等とのネットワークやパイプ作りも進んでいる。日本ケアラー連盟自体の存在が、日本におけるケアラー・ヤングケアラー問題の象徴として、社会的に評価されている。

ケアラー・ヤングケアラーイラストについては、象徴的な可視化ツールとして依然利用希望や照会が多く、社会的キャンペーン効果において大きな役割を果たしている。

事業—6. 国内の多様な団体との横断的ネットワーク

これまで、理事それぞれにおいては多様な団体とのネットワークを持っているが、そ

れが組織として見える化することができていなかった。

新理事に加わっていただけたことで、障害や難病などさまざまな立場での当事者の声や団体の動きの情報の共有化があり、横断的ネットワークへの可能性がより高まってきた。また、新ケアラー手帳（汎用版）の作成を通じて、これまでつながりのなかった団体へ相談窓口掲載依頼をし、つながりのきっかけとなったが、組織としてのネットワークづくりに向けては、丁寧なアプローチが必要である。

法制化に向けた大同団結（協働体制の構築）に向けて、どのように関係づくりを発展させていけるかが大きな課題となっている。

事業一 7. 国際ネットワークの取り組み

1) I A C O 関係

2023 年度には IACO 総会や会議は開催されなかった。

APEC Embracing Carers の Expert Advisory Group に山口理事が委員として参加し、APEC 会議で報告され、2023 年 12 月にまとめのレポート (APEC Embracing Carers Policy Toolkit to Address the Unpaid Care Gap) が作成された。

[223 hrd apec-embracing-carers-policy-toolkit.pdf](#)

2) 英語版 HP

英語版 HP については、HP 全面改訂のなかで検討がなされた。

III. 組織運営

組織運営一 1. 組織運営

1) 会員

2024 年 3 月末現在、正会員 111 名（うち理事・監事 17 名）、応援会員 76 名（うち 8 団体）。計 187 名（うち 8 団体）となっている。

会員が全国に分散していることから、会員の活動への参加・貢献実感が高まるよう活動と運営の工夫が求められていたが、コロナ禍以来、総会、フォーラムやセミナーなど、リモート形式となり、全国からの参加・参画が可能となってきた。以前よりは参加・参画の可能性が拡大しているところはメリットといえる。しかし、地域での活動推進支援、成果物の共有など、各地域での取り組みに各種情報やツールを還元・共有していく工夫が求められる。

2) 第1回理事会

第1回理事会は、2023年6月25日(日)に、リモートにて開催した。

3) 定時総会

定時総会は、2023年6月25日(日)に、リモートにて開催した。コロナ禍による文書議決形式が2年続いていたが、22年度に引き続き23年度は全社員の対面またはリモート参加とし、社員の参加保障を実現することができた。2023年度はまた、役員改正年となり、5名の新理事が就任した。

3) 第2回理事会

2023年6月25日(日)に、リモートにて開催した。

新理事の確定を受け、代表理事を互選した。

4) 第3回理事会

第3回理事会は、2024年2月18日(日)に、リモートにて開催した。

5) 運営委員会

2021年度より運営委員会は隔月開催とし、事務局会議と運営委員会の機能を分離し、運営の効率化を図ってきた。2023年度は5回開催した。運営委員会は、現在リモート会議となっているため、全国の理事の出席が可能となっており、できる限り地域の情報や、政策、方針に係る議論に時間を割くこととした。実務・事務にかかる調整や協議は、随時首都圏在住理事及び事務局スタッフで事務局会議を開催し運営委員会を補完していくものとしているが、定期開催に至っていない。

6) 事務局体制

2023年度は引き続き、社会的な期待が大きく、問合せや照会などもさらに多くなり、業務が煩雑となってきたが、事務局複数体制と専門スタッフに業務を分担することにより、安定的に維持できている。

定例的に事務局会議を開催し、効率的な実務運営と運営方針の共有に向け、協議・打ち合わせをしながら進めることとしているが、業務繁忙のため、事務局会議の定例化はできていない。

7) デジタル環境の整備と広報体制の確立

HPの抜本的な改修・拡充、より見やすく検索しやすいHPが、4月1日より公開された。ICT環境に詳しい技術サポーターも配置することができ、安定したメンテナンスが実現できている。Facebookについても、専任の担当者がタイムリーな情報発

信に取り組み、迅速かつ定期的な更新も定着し、アクセス数も増加している。

8) DM 等名簿管理

会員管理や、各種広報のため、名簿のメンテナンスはリアルタイムで求められる。事務局担当者による、メンテナンスが順調に行われている。

組織運営—2. 財政運営

今年度は、収益事業としてのヤングケアラー研修インストラクター養成の他、寄付では、個人からのものに加え、企業からの多額の寄付の申し出を数件受けることができ、経営基盤は安定した。また事務やプロジェクトの担当理事に対し、一部費用弁償も実施することができた。ただ恒常的な安定収入ではないため、今後も中長期的な収益事業の構築、および常時経営計画を立てる専任の人材を確保する必要がある。